

議員歳費の福島町方式

神 原 勝

道南の福島町議会は、すぐれた議会基本条例と議会改革で全国に知られているが、その議会が設置した基本条例諮問会議（今河敏行会長）が十二月、議員定数と議員歳費のあり方について議長に答申書を提出した。私も助言者の立場から会議に参加する機会を得たが、とくに議員歳費については「福島町方式」と銘打った斬新な方式が提起されたので、その概要を述べて議会一般の参考に供したい。

現行の議員歳費は、合併協議が破綻した後、当時の町財政の厳しい状況に配慮して、「十二人の議員歳費を十人分の歳費でまかなう」と決めている。このように現在の議員歳費は、変則的かつ暫定的なものになっていることから、見直すことになった。けれども合理的な議員歳費の算定方式は全国的にも確たるものはない。そこで諮問会議は説明性と持続性を重んじた算定方式の開発を試みた。

諮問会議が重視したのは次の五つの視点（五つの原則）である。①議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる、②極端に歳費月額が高くなる基準の採用は避ける、③基準と数字を示して説明できる方式をめざす、④町の厳しい財政状況に配慮する、⑤議会活動のさらなる活性化をめざす。このうち①と⑤は歳費を引き上げる方向に、②と④は引き下げる方向に作用する視点である。③は中立。以上の五つの視点のうち、ベースとなるのは①の議員活動日数である。これについては

公的な議員活動を「表に現れる活動」（本会議・委員会・各種行事など）と「表に現れない活動」（本会議・委員会に付随する活動、政務調査活動、住民接触など）に分類するとともにその内容を精査し、標準とすべき議員活動日数を年一六三日とした。このなかには当然、議会基本条例に基づく諸活動も含まれる。

次いで、議員歳費の算定方式として考えられる、以下の八つの方式を検討した。①全国町村議会議長会検討方式、②類似団体等比較方式、③町職員給与比較方式、④①に三役人件費を加味する方式、⑤①に全道平均の長給料を充てる方式、⑥①に全国平均の長給料を充てる方式、⑦十二人分の歳費を十人分の歳費でまかなう現行方式、⑧復元（十二人分の歳費を十二人分の歳費でまかなう）。ちなみに①は、議員と同じ公選職である町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乘じることにより、議員歳費を算定する方式である。

諮問会議はこの八つの方式に上述の五つの視点を適用して評価を行い、比較的適合度の高かった①④⑤に絞ってさらに検討を加えた。紙幅の関係から細かな説明はできないが、①の方式は、高い歳費月額になる、長の給料の変動に大きく左右される、長と議員の責任度合いを同等に考えてよいか、④の方式には、副町長を置かない場合の議員歳費は極端に下がる、などの克服すべき問題があった。

そこで諮問会議は、全国町村議会議長会検討方式をベースとしつつも、課題を克服するために独自の方式を考案した。まず、「表に現れない活動日数」は非拘束的かつ不定形であることから二分の一に減じる。基準とする給料月額には三役（町長・副町長・教育長）の平均を用いる。委員長・副議長・議長の役職加算は北海道町村議会議長会の調査に基づく比率を用いる、こととした。以下は結論。

1 算定方式名 福島町方式

2 算定基準

① 標準率は、議員の活動日数（二一六日）と町長の職務遂行日数（三〇一日）の対比から後者の三〇%とする。

② 基準とする給料月額は、三役平均給料月額の内五八〇、〇〇〇円とする。

③ 議員を「一」とし、次の率を議員の月額に乘じて得た額に調整する。

委員長一・〇八 副議長一・一九
議長一・四九

3 標準とすべき歳費月額

議員 一七四、〇〇〇円
委員長 一八七、〇〇〇円
副議長 二〇七、〇〇〇円
議長 二五九、〇〇〇円

諮問会議は予定の倍の会議を開いて熱心に議論した。その結果、五つの視点のいずれもクリアした「福島町方式」を提案することができた。また、議会事務局は会議の議論の進展を効果的に支えた。諮問会議の議論の流れに即応した議会事務局の情報作成・提供の能力の高さも銘記しておきたい。このあと答申は議会の議論に委ねられる。しっかりと町民合意をふまえて決めてほしい。

ハカんばら まさる・北海学園大学法学部教授